

東南アジア地域地方創生とODAとの連携の 可能性に係る情報収集・確認調査

中間報告

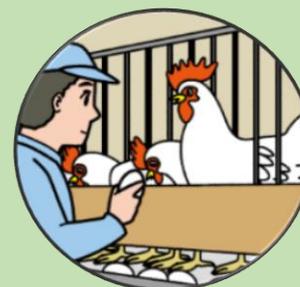
外国人材の各国制度を 取り巻く状況と課題

履行期間：2019年9月10日～2020年11月14日

団員構成：

- ① 業務主任者／地方創生 1：伊藤拓次郎
- ② 副業務主任者／地方創生 2：藤井言
- ③ 外国人材育成／制度：山崎三佳代
- ④ 農業／農産物加工 1：小山敦史
- ⑤ 農業／農産物加工 2：石垣真奈
- ⑥ 地域活性化：首藤めぐみ

受託企業：アイシーネット株式会社



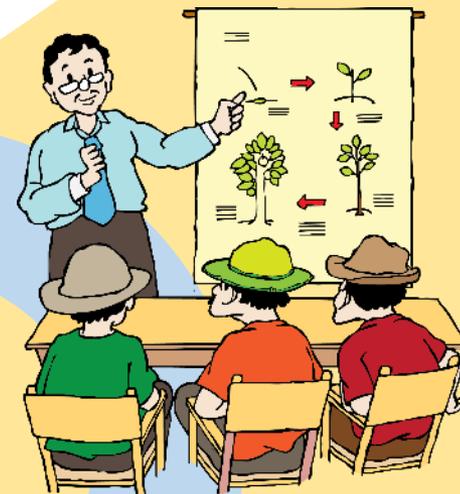
農業分野における理想的な技能実習の還流プロセス（仮説）



候補者のリクルート



事前研修



日本での研修

- 高い就職・就農率
- 農業での収益向上
- 地域農業への貢献



帰国後の就職
・就農

送出し国側
受入国側



技能実習

- 効果的な技能実習
- 農家への貢献
- 地域の国際化、活性化への貢献

本調査の目的

本調査の目的

1. 技能実習を主とする外国人材の現状と課題の把握

- ◆ 日本の技能実習生等受入に関する現状調査
- ◆ 東南アジアを中心とした外国人材の海外派遣等に関する現状調査により現状と課題を明らかにする

2. 外国人材受入とODAの効果的な連携に関する基礎情報収集

3. 農業分野において、日本・途上国双方の地域活性化に資する人材還流のモデル検討のためのパイロット事業の実施



今後の技能実習の効果的な実施のための提言をまとめる。特にODAによって実施可能な支援の在り方について提案する。

調査対象国



調査対象地域

1. フィリピン
2. インドネシア
3. ミャンマー
4. ベトナム
5. ラオス
6. カンボジア

パイロット対象国

- 最大4か国で実施

Part 1

対象国の基礎情報収集 現地調査の中間報告



対象国の基礎情報収集現地調査の中間報告

(調査実施期間：2019年10月～12月)

- 1. 管轄・関連省庁の現状**
- 2. 送出機関・日本語学校の現状**
- 3. 教育機関の技能実習制度との関連性**
- 4. 帰国実習生の現状**

1. 管轄・関連省庁の現状(まとめ)

(1) 現地政府の技能実習に対する見解

- 各国、総じて海外人材派遣には積極的
- 東南アジアからの人材獲得は、買い手市場から売り手市場に変化しつつある
- GtoGで人材受け入れをしている韓国に行けない人材が日本に技能実習で行くという構図が各国で顕在化してきている
- 台湾、中東、オーストラリア等への人材派遣も本格化してきている

(2) 管轄省庁と農業省の連携状況

- 労働関連の省庁が管轄となっており別分野の省庁との連携はあまり進んでおらず、技能実習制度すら知らないことも少なくない
- インドネシアは例外的に農業省が送出機関の役割も担っている

(3) 各国の特徴的な動き

- フィリピンは、海外労働者保護が厳格。在京フィリピン大使館の裁量も大きい
- インドネシアは、技能実習を「労働」ではなく本来の文脈である「人材育成」と捉えており、政府が牽引している傾向がある
- ミャンマーは、官民共に特定技能に大きな期待を寄せている
- ラオスは、帰国した技能実習生等の再就職を進める意向がある
- カンボジアは、帰国した労働者の技能アセスメントを計画中
- ベトナムは、悪質な送出機関やブローカー排除のホットラインの開設、海外在住ベトナム人材のデータベース構築など



1. 管轄・関連省庁の現状

国名	(1) 各国政府の技能実習に対する見解
フィリピン	海外労働者派遣は、その仕送りが貴重な外貨獲得手段となることからフィリピンでは、国家政策として重要視されてきた。技能実習に関しては、2010年まで労働雇用省技術教育技能開発庁（TESDA）が管轄省庁であったが、その後海外雇用局（POEA）の管轄となった。在京フィリピン大使館内にある海外労働事務所（POLO）が実習生のモニタリング・保護を行っている。事前研修等の費用は受入れ側が負担。
ラオス	ラオスの技能実習管轄省庁は、労働社会福祉省雇用促進局。かつては、本局が送出機関として技能実習生を派遣していたが、2013年からは民間送出機関を認定している。政府としては技能実習生の派遣を増やしたい意向だが、日本でのラオスの認知度が低いため、送出しが増えないことに課題意識を持っている。帰国した技能実習生等の再就職を進める意向。
インドネシア	インドネシアの技能実習管轄省庁は、労働省研修・生産性向上総局。他国と異なり、技能実習制度の本文に則り、労働ではなく人材育成と捉えているのが特徴。インドネシア政府は、政策として人材育成を優先事項に挙げており、技能実習制度も含まれる。労働省、農業省も公的送出機関として実習生を派遣している。
ミャンマー	ミャンマーの技能実習管轄省庁は、労働・移住・人口省労働局。技能実習より特定技能での送出しを希望。日本の技能実習に関する評価は習得する技能のレベルや賃金の低さから韓国などに比べてそれほど高くない。
カンボジア	カンボジアの技能実習管轄省庁は、労働・職業訓練省雇用・労働局。カンボジア政府として、今後も海外労働者派遣に力を入れて行く意向。また、日本を含む帰国したカンボジア人材に対する支援も計画中。日本の技能実習に関する評価は、韓国などに比べてそれほど高くない。帰国した労働者の技能アセスメントを計画中。
ベトナム	ベトナムの技能実習管轄省庁は、労働・傷病兵・社会問題省海外労働局。2020年1月12日二階幹事長とフック首相の会談で、ベトナム人の日本での就労拡大に向けた協力を確認。少数民族、貧困家庭、傷病兵家族の海外労働支援、悪質な送出機関やブローカー排除のためのホットラインの開設、海外在住ベトナム人材のデータベース構築など。

1. 管轄・関連省庁の現状

国名	(2) 管轄省庁と農業省の連携状況
フィリピン	同国の法規定上、公的機関が民間機関が海外労働者派遣を行うこととされている。また、本分野を管轄する労働雇用省と農業省との連携はない。ただし、地方自治体レベルでは、ベンゲット州が日本の自治体との姉妹都市提携を基盤として技能実習生を日本に派遣するなど、州の農業事務所が送後の後方支援を行うことで、効果的な実習が実施されている事例はある。
ラオス	(現在調査中)
インドネシア	労働省から認可を得て、農業省が公的送出機関として毎年約45人を日本に派遣。(農水省のアジア農業青年人材育成事業として派遣される人材も含まれる。) 選定、派遣前研修、派遣中のモニタリング、帰国後の同窓会支援、帰国者へのモニタリング等含めて関与あり。2019年度から台湾への技能実習生も送出しを開始。
ミャンマー	海外労働者派遣に関しては、労働・移住・人口省が掌握。農業・畜産・灌漑省の関与は、事前研修なども含め、ほぼない。また、制度自体の認識もない。農業局傘下の国立農業学校(SAI)の中には、技能実習について知っているところもある。
カンボジア	海外労働者派遣に関しては、労働・職業訓練省が掌握。農業省の関与は、事前研修なども含め、ほぼない。また、制度自体の認識もない。
ベトナム	農業・農村開発省傘下で民営化された送出機関があるため、認識はある模様。

2. 送出機関・日本語学校の現状(まとめ)

(1) 海外労働者派遣業界団体の役割

- ほとんどの国に送出機関の業界団体が存在し、労働関連省庁との強いつながりがある
- 業界団体への加盟義務付けは国によって異なる
- 業界団体の成熟度によって、主な活動が異なる

(2) 人材育成・送出選定のトレンド

- 人材プール型とテーラーメイド型の2パターンがある
- 現地人材が日本語を教えているケースが多い
- 分野ごとの研修を取り入れている送出機関もある
- 帰国後の就職支援を行っている送出機関もある

(3) 人材送出しにかかる課題

- 日本語教員不足と日本語教育の質がバラバラ
- 分野ごとの事前研修の質に課題を抱えている（特に農業分野）
- 優良な監理団体の効率的な見つけ方が確立されていない
- 帰国した実習生の把握がほとんどされていない（送出国及び受入国）
- 帰国後のケアがほとんどない（送出国及び受入国）
- 帰国後の就職支援が組織的に行われていない



2. 送出機関・日本語学校の現状

国名	(1) 海外労働者派遣業界団体の役割
フィリピン	送出機関間の競争が激化する中、サービスの質の向上およびダンピング回避を目的として日本への人材派遣業に従事してきた送出機関が結成したJEPPCAや、日本の技能実習を扱う送出機関のみが集まるAPLATIPなどが創設されている。いずれも厳しい条件をクリアした送出機関のみが入会可能で、POEAとの太いパイプを持つ。合同での日本への営業ツアーや経験共有会なども実施している。
ラオス	技能実習制度の認定送出機関は17社で横のつながりは少ない。労働社会福祉省が認定送出機関を管轄しており、技能実習生候補者のインタビューへの労働社会福祉省職員と同席、インタビュー合格者数の報告、失踪等の問題を防ぐための派遣前研修の実施等を義務づけている。
インドネシア	民間送出機関の組合(AP2LN)があるが、加盟は義務付けられていない。労働省が認可した民間企業約100社のうち約半分程度が参加。組合として、技能実習と特定技能を取り扱う政府組織を一元化するように陳情しているが現状は分かれている。また、特定技能での人材送出しに対する送出機関の役割の明確化も陳情。
ミャンマー	海外労働者派遣業者の組合は、MOEAF。加盟が義務付けられている。週末に日本語教育なども行っている。
カンボジア	カンボジアでは、民間の海外人材派遣業者組合に加盟することが義務付けられており、ACRAとMACの2団体が存在する。主な活動は、監理団体の情報やカンボジアの法律の変更にかかる説明会の開催など。
ベトナム	ベトナムでは、海外人材派遣業者組合として、政府認可を受けたVAMASが存在し、独自に送出機関を採点している。

2. 送出機関・日本語学校の現状

国名	(2) 人材育成・送出選定のトレンド
フィリピン	政府認定送出機関は305社。説明会などを通じ、人材募集をすることから開始。送出しの流れは、送出機関に登録後、選考試験や面接に合格した人材に対して、日本語教育を行う。求人票に基づき、人材プールから人選をして送出している。同国の法律上、日本語教育などの人材開発コストはすべて日本企業負担。その分求められる人材のレベルは高いため、選考試験、面接、また日本語教育など派遣までの様々な過程で、個々の能力や態度を細かくチェックし、質の高い人材の確保に努めている。同時に技術研修を行うこともある。
ラオス	政府認定送出機関は17社。技能実習に関心のある人材は口コミ、フェイスブック、リクルーターからの紹介など。応募者の中から面接で技能実習生候補者を選び、候補者に対して日本語などの事前研修を実施する。派遣にかかる実習生の費用負担は2千～3千ドル程度が多い。
インドネシア	2020年1月1日までにインドネシア政府から認定送出機関リストが提示され、同年5月1日から認定送出機関からのみ人材を受入れる予定。人材募集の方法は、地方からリクルートする場合やウェブサイト登録など様々。登録後、求人票に基づき人材を選定。送出しが決まった人材に対して、日本語教育や技術研修を行う。送出し費用は、20～30万円の間。農業省が派遣する場合、農地を有すること、帰国後営農の意志があることなどの条件で選抜している。同窓会が各地方にあり、事前研修、日本語研修に積極的に関与している。農業省の補助金が使えるため、送出し費用は民間より安く設定できる。

2. 送出機関・日本語学校の現状

国名	(2) 人材育成・送出選定のトレンド
ミャンマー	OTITに掲載されている認定送出機関は、260社。登録後、求人票に基づき人材を選定。送出しが決まった人材に対して、日本語教育や技術訓練等を行う。農業用語集を作成し、活用している送出機関もある。また、自社から送り出された実習生に対して、帰国後の就職あっせんを始めた送出機関もある。送出しに係る費用は、法律で定められており、2,800ドル。
カンボジア	OTITに掲載されている認定送出機関は、85社。人材登録→求人票に基づく人材の選定→内定者のみに日本語・専門分野の教育が主流。農業研修を行っている送出機関もあるが、ほんの一部。送出し費用相場は、3,800ドルほどだが、それ以上徴収している機関もあるため、金額はまちまち。
ベトナム	OTITに記載されている認定送出機関は、340社。一般的には、受入れ先が内定してから日本語等の教育がスタートするが、日本語学校をメインとして、ある程度の語学能力がついてから受入れ先の面接に臨む送出機関もある。送出費用は3600ドルという規定がある。

2. 送出機関・日本語学校の現状

国名	(3) 人材送出しにかかる課題
フィリピン	POEAやPOLOなどの公的機関における書類審査が厳しく、時間を要すことから、日本企業が求める時期に人材が派遣できないという問題が生じている。
ラオス	日本語研修の実施方法（外注、自社）は送出機関によって異なるが、教師や教材の充実を課題とする送出機関がある。また、実習生の派遣先として優良な監理団体を探すことを課題として挙げる送出機関もある。
インドネシア	2017年の技能実習法の制定で悪質な監理団体の排除が進んだ一方、優良な監理団体の効率的な見つけ方が口コミや人伝手以外にない。また、担当者によって対応が違うので属人的。特定技能は、管轄の海外労働者移住保護庁のWebシステムに自ら登録する必要がある、送出機関の関与は認めていない。
ミャンマー	送しまでのプロセスに長い時間がかかる。ミャンマー側の送しに関する書類が日本に提出する書類と重複が多く煩雑。優良な監理団体の見つけ方が確立されていない。
カンボジア	慢性的な日本語教員不足と日本語教育の質向上が課題。帰国後の就職マッチングなどのフォローが必要。優良な監理団体とのマッチングシステムがない、キックバックを要求されたところもある。中国系の送出機関も多く、実習中のフォローができていないところも多い。
ベトナム	政府は、悪質な送出機関やブローカー排除のためのホットラインの開設や技能実習生を含む海外在住ベトナム人材のデータベース構築など対策は講じているものの、日本における犯罪率、失踪率、不法滞在率でトップとなっている。

3. 農業教育機関からの実習生の送出し(まとめ)

(1) 高等農業教育機関の概要

- 各国で高校レベルの農業教育に差がある
- 農業高校や高専がある国も限られている
- 農業に関する国家資格がある国はフィリピンとインドネシアのみ
- 農業大学は少ない。農学部がある大学は、フィリピン、インドネシア、ベトナムを除き、多くない

(2) 日本への人材送出しと在留資格のレベル

- フィリピンには、農業にも国家資格があり、NCII（監督者の指示の下、業務が遂行できるレベル）が、高校の農業コース卒業レベル
- インドネシアの国家資格は、パームオイルなどの主要生産物に特化しており、技能実習との親和性は低い
- 一般的に高校卒業者が技能実習生となるケースが多い
- 大学や農業高専レベルでも技能実習生のニーズはある
- ベトナムでは、農業・農村開発省の指示による国立農業大学からの技能実習生送出し促進もしている



3. 農業教育機関からの実習生の送出し

国名	(1) 高等農業教育機関の概要
フィリピン	フィリピンには、農業高校が存在しないが、農業コースを持つ高校がある。ここでは、国家職業資格のうち農業のNCII（ひとりで担当業務遂行できるレベル：オランダやニュージーランドでの農業労働者受入れの際の目安）に相当するレベルの習得が見込まれている。大学における農業分野の教育は、最高学府のフィリピン大学（University of the Philippines）の農学部と各州に設けられている国立大学（State University）、私立大学などで行われている。年間の卒業生は、約2万人。その他、ケソン国立農業学校があり、短期コースの他、NCI～NCIIIまでの教育も行っている。
ラオス	国立ラオス大学農学部ではディプロマ、学士、修士プログラムがある。北部、中部、南部の大学にも農学系の学士プログラムがある。その他、教育スポーツ省傘下の農業技術学校がある他、農林省傘下の農林業カレッジがディプロマプログラムを提供している。
インドネシア	大学、研究所(institute)、アカデミー(Academy)、職業訓練校があり、193の高等教育機関で約27万人が農業関係のコースに在籍している。中等教育として、1956の農業高校があり、約68万人が在籍している。農業の国家資格は存在するが非常に細分化されている。
ミャンマー	農業の高等教育はイエジン農業大学でのみ行われている。その他、複数の大学に農業学科がある程度。農業大学校(SAI)、農業灌漑省管轄のファーマースクール、NGOの用意する学校など限られている。SAIは、全国に15カ所ある。
カンボジア	王立農業大学(RUA)の他、8大学で農業専攻がある。また、2校の専門農業高校がある。労働職業訓練省傘下の職業訓練校でも農業コースを有する。
ベトナム	ベトナムでは、農業農村開発省傘下の農業大学が6校、専門学校が24校、職業訓練校が8校ある。また、省政府傘下にも職業訓練校がある。

3. 農業教育機関からの実習生の送出し

国名	(2) 日本への人材送出しと在留資格のレベル
フィリピン	管理者の指示の基、一人で業務が遂行できるNCIIレベルが技能実習としては適当か。ただし、ベンゲット州からの技能実習生には、ベンゲット国立大学農学部卒業生も少なくない。
ラオス	ラオス大学農学部から複数の技能実習生が派遣されているが、特定技能への取り組みは始まっていない。教育スポーツ省傘下の農業技術学校からの派遣は本調査では確認できなかった。農業省傘下の農林業カレッジからの送出しは確認できていないが可能性は考えられる。
インドネシア	農業高校または高校普通科からの輩出が一般的。高度職業訓練校、大学レベルは、特定技能向けであるが、日本語訓練の機会が少なく、N4レベルの習得は困難。
ミャンマー	イエジン農業大学の卒業生は、特定技能や高度人材などで在留資格が下りるケースが見られる。技能実習では、高校普通科卒業レベルが多いようだが即戦力となるとSAIの卒業生などが有望。
カンボジア	王立農業大学では、来年以降、特定技能での輩出を目指す。その他の大学の農業学科のレベルは不明だが、技能実習レベルと思われる。農業高校や職業訓練校からの輩出も考えられる。
ベトナム	国家技能基準 (NSS)が189種で定められているが、農業での検定が行われた事実は把握していない。年齢的には、職業訓練校や職業短大などの卒業生が考えられるが、MARDからの指示で、2018-2020年に1500名の国立農業大学卒業生を技能実習で日本に送ることになっているとのこと。

4. 帰国実習生の現状(まとめ)

(1) 就農・就労状況

- 帰国後の就農率は総じて低い
- 帰国後に他国へ出稼ぎに出る者も一定数いる
- 他業種での就労は一般的
- 小売り業の起業がある
- 特定技能の要望もある



(2) 日本で習得した技術の活用事例

- 帰国後、ビニールハウスを設置して、野菜栽培を開始した事例がある（フィリピン）
- 帰国実習生を雇用した日系農業生産法人の事例がある（ラオス）
- 帰国後、低農薬農業のグループを組織化し、富裕層向けスーパーに卸している例がある（インドネシア）
- 帰国後にトラクターを購入し、周辺農家の耕作をするビジネスを始めた事例がある（カンボジア）
- 現地進出農業企業が実習生の帰国後に雇用する例が複数ある（ベトナム）

(3) 帰国実習生の課題

- 日本での実習中単純作業が多く、帰国後に活用できる技術を学べない
- 日本で技術を学んでも、現地の農業との乖離があり帰国後に活用できない
- 帰国後の技術的なフォローやブラッシュアップの機会が少ない
- 帰国後の農業分野の就職先が少ない
- 帰国後の事業イメージがない

4. 帰国技能実習生の現状

国名	(1) 帰農・就労状況
フィリピン	技能実習修了後、帰農を選択する者も少なくないが、選択肢がなく農業に従事している者もいる。同時に、帰国後、再び海外に働きに出る者も一定数存在する。帰国後のフォローが組織的に行われていない。
ラオス	地方の農家出身の帰国実習生は地元の農業に戻ることが多いと考えられる。その他に、日本語の能力をいかして農業分野以外で就職をする事例や、日本での貯蓄を元手にビジネスを始める事例がある。
インドネシア	農業省経由で送出した帰国実習生は約7~8割が営農している。民間送出機関による帰国実習生は3割以下しか就農していない。農地、財政的な問題、農業収入の低さなどが主要因。
ミャンマー	農業実習生の帰国後就労は他の職種と比較して難しい。また、技能実習では、それほど高い技術を学ぶことができないため、帰国後のメリットが見いだせない。
カンボジア	農業企業体が少なく、帰農以外に選択肢がないのが現状。帰農せず、小売業などを始める人が多い。他分野では、日系企業による帰国実習生への期待はあるが、実務レベルが企業の期待しに合致してない。
ベトナム	JICA調査によると帰国後の農水産業への就職率は、3%ほどと他の業種に比べても低い。また、日系企業への就職も稀。全業種を通して、帰国後の就職業種の34%がサービス業。

4. 帰国技能実習生の現状

国名	(2) 日本で習得した技術の活用事例
フィリピン	帰国後、日本での体得した技術と貯蓄した手当を利用して、ビニールハウスを設置して、より高度な野菜栽培を開始し、成功した事例が複数ある。また、帰国後も日本の受入農家との交流を続け、そこから技術支援や資機材援助などを受けながら、事業展開を進めている農家も複数確認している。
ラオス	帰国実習生を雇用した日系農業生産法人の事例がある。他方で、地方の農家出身者が実家に戻って農業を続けても日本の農業技術はそれほど参考にならないという見方もある。また、帰国実習生が習得した技術をいかして働ける環境を準備しようとしている送出機関もある。
インドネシア	日本同窓会メンバーで低農薬農業を始め、首都の富裕層向けスーパーに卸している例。帰国生がJICAプロジェクトの現地スタッフとして雇用された例。日本の農業生産法人による農業高校卒業生の受入れと帰国生の支援。日本の受入れ農家との交流がある。
ミャンマー	帰国後に周りの農家に日本での経験を伝える活動をした例。また、有機栽培の重要性を学び、これから有機栽培を始めたいという例など。
カンボジア	農機の使用方法を習得した人材が、帰国後にトラクターを購入し、周辺農家の耕作をするビジネスを始めた例。帰国後に農業分野に主した送出機関を起業した例（複数）。
ベトナム	関西の商社がベトナムでメロン栽培を始め、四国のメロン農家にベトナム人技能実習生を受入れてもらった。この人材がベトナムに帰国後、他のメロン農家にも指導するほどのリーダーに成長し、現在は、1玉6000円程度のメロンをハノイ市内に卸している。

4. 帰国技能実習生の現状

国名	(3) 帰国実習生の課題
フィリピン	日本での数年間の実習によって、技術や知識はかなり向上するようであるが、帰国後、その技術を活用したくても、農機、ビニールハウスなどの調達が難しく（資機材不足・小農融資など）、結局日本の技術を本国で活かせないという問題がある。
ラオス	(現在調査中)
インドネシア	<ul style="list-style-type: none">• 農地がない場合、借料代が非常に高い（ジャワ島）。• 担保なしにローンを借りれないため、初期投資ができない。• 次の出稼ぎ先探す方が得策と考える傾向にある。• 農業グループの組織化も発展途上。• ジャカルタ近郊では賃金も上がってきているため、農業以外の選択肢もあり。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none">• 日系や外資系の農業企業の進出が少なく、農業分野の技能実習の経験を活用できる就職先がない。• 帰農で高収入が得られるわけでもないため、特定技能への移行を考える者もいる。
カンボジア	カンボジアでは、農業企業や農協が未発達であり、帰農しても安定収入が見込めず、離農する者が多い。このため、特定技能や他国への出稼ぎを希望する者も多い。帰国した実習生の動向が把握されていない。
ベトナム	出稼ぎマインドが強く、帰就農の意識がそもそも薄い。帰国後も比較的給与が良い都市部のサービス業や製造業を目指している。

現状から見える課題の抽出（サマリー）

期間	課題
実習前	<ul style="list-style-type: none">• 日本語教員不足と指導内容の質に課題を抱えている• 日本語習得レベルが高くない（N4 レベルは稀）• 専門的な事前研修が少ない（特に農業は難しい）• 実習で何を学ぶべきかのイメージが持てない• 帰国後を含めビジョンを描けていない
実習中	<ul style="list-style-type: none">• 実習が単純作業が中心で部分的な学びにとどまる• 自国の農業との違いから帰国後の活用が難しい• 帰国後の計画作成支援・促進を実施している受入れ農家が少ない
実習後	<ul style="list-style-type: none">• 日本で技術を学んでも、現地の農業との乖離があり帰国後に活用できない• 農業分野の就職先が少ない。• 帰国後の技術的サポートの機会が少ない• 帰国した実習生の組織化ができていない• 起業などに関する政府の補助金等の情報が少ない• 起業のためのビジネスプラン作りができない

参考資料：調査対象国の概要

	フィリピン	ラオス	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	ベトナム
技能実習生総数 (農業従事者数)	35,515 (4,319)	505* (N/A)	31,900 (3,465)	10,715 (635)	8,822 (2,336)	19,6732 (15,123)
主要セクター	建設、機械金属、 溶接、農業	N/A	機械金属、建設、食 品製造、農業	建設、繊維 衣服、食品 製造	農業、建設、 繊維衣服、	建設、食品製 造、機械金属
受入れ監理団体数	257	4	242	202	146	960
送出機関数	305	17	2020年1月1日厚 生労働省に提出	259	86	340
管轄省庁名	フィリピン海外雇 用庁	労働・社会福祉省技 能開発・雇用促進課	労働職業訓練省研 修・生産性開発総局	労働・入国管 理・人口省 労働総局	労働職業訓 練省 労働局	労働・傷病兵・ 社会問題省 海外労働局
海外人材派遣組合	APLATIP JEPPCA	無	AP2LN	MOEAF	ACRA MAC	VAMAS
二国間協力覚書締結日	2017.11.21	2017.12.9	2019.06.25	2018.04.1 9	2017.07.11	2017.06.06
送出しガイドライン	有	計画中	有	有	有	有

*法務省 国籍・地域別在留資格（在留目的）別在留外国人統計表（2019年12月公表）を参照。その他の国の情報は、OTITの実習計画認定数から算出（<https://www.otit.go.jp/> 2020年1月14日アクセス）

Part 2

パイロット事業案について



パイロット事業の目的

本調査におけるパイロット事業の目的は、アクションリサーチにより、仮説とする還流モデルの検証（還流を妨げる要因とその解決策）と、今後ODAのスキームを活用した支援の在り方に関わる提言を導き出すことである。

提案するパイロット事業案とその検証内容

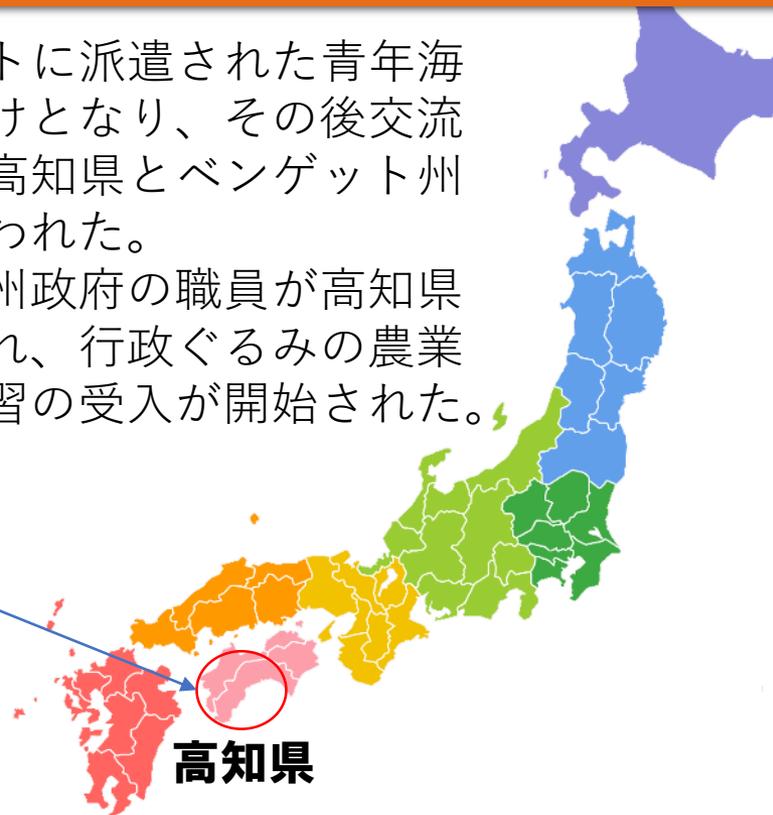
N	事業案	対応する課題	検証内容
1	フィリピン・ベンゲット州における帰国実習生のグループ形成支援	<ul style="list-style-type: none"> • 帰国後の技術的サポートの機会が少ない • 帰国した実習生の組織化ができていない 	技能実習生の帰国後のグループ形成を支援し、課題を明らかにするとともに、政府や研究機関による支援へのアクセスを向上させ、実習生間の連携や相互学びの機会を提供することで、帰国後の営農の向上を図る
2	ラオス・シェンクワン県における産地形成支援	<ul style="list-style-type: none"> • 日本で技術を学んでも、現地の農業との乖離があり帰国後に活用できない • 農業分野の就職先が少ない 	日本の監理団体によるラオスでの産地形成を支援することで、産地形成プロセスを明らかにするとともに日本の技術を活かせる就農機会の向上を図る
3	インドネシアにおける派遣前後の指導強化支援	<ul style="list-style-type: none"> • 実習で何を学ぶべきかのイメージが持てない • 起業のためのビジネスプラン作りができない 	派遣前の課題認識のための指導、そして帰国後のビジネスプラン作成指導により、技能実習の目的意識の向上と、帰国後の起業を支援する
4	ラオス日本センターを活用した日本語研修強化支援	<ul style="list-style-type: none"> • 日本語教員不足と指導内容の質に課題を抱えている • 日本語習得レベルが高くない 	日本センターによる日本語教員研修および農業分野の日本語教材作成の支援により、農業分野の日本語研修の質の向上を図る

Pilot Project 1

フィリピン・ベンゲット州における
帰国実習生のグループ形成支援

フィリピンのベンゲットモデル

- 50年前にベンゲットに派遣された青年海外協力隊がきっかけとなり、その後交流が続き、20年前に高知県とベンゲット州で姉妹県提携が行われた。
- その後ベンゲット州政府の職員が高知県に研修で招へいされ、行政ぐるみの農業実習、後に技能実習の受入が開始された。

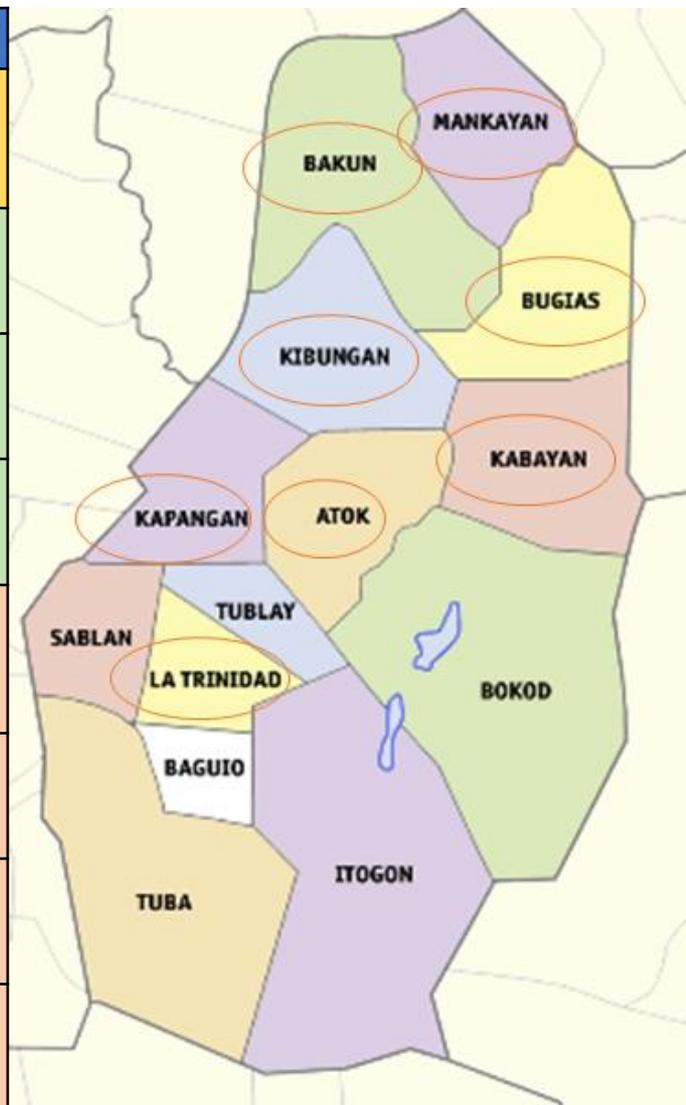


- これまでに1000人以上の技能実習生を日本に送り出しており、帰国後もフィリピンの最大の高地野菜産地であるベンゲット州において就農している。
- 現在は高知県以外の各地にも技能実習生を送り出している。
- 既に8つの帰国実習生のグループが形成されている。

帰国実習生のグループ

高度により栽培する作物や時期が異なるため、類似性のあるグループに分けた。なおLATJATAについては、ストロベリーファームにおいて苺栽培が中心になっており市場に近いことから、別グループとした。

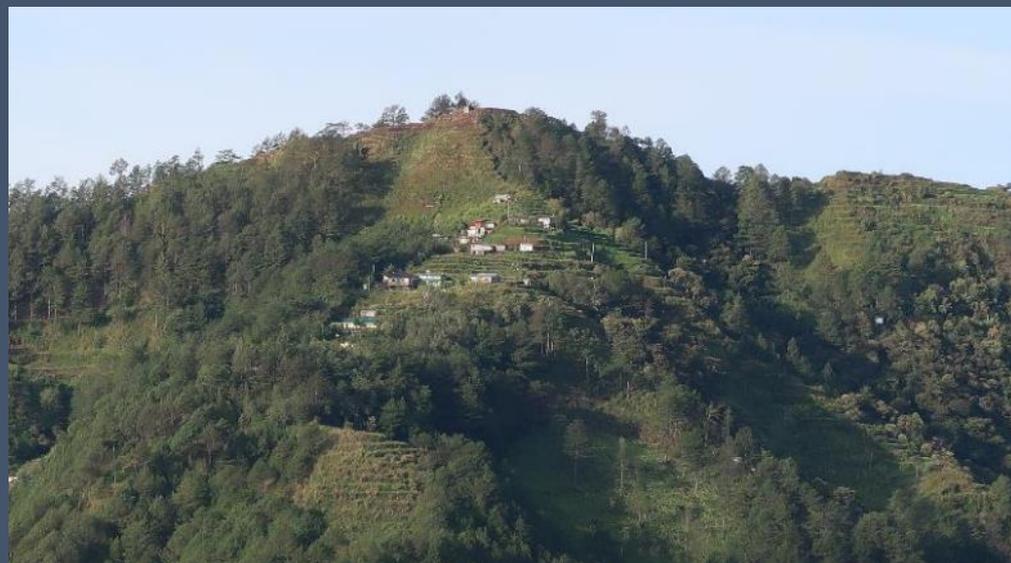
グループ	所在地(産地)	高度	市場からの距離
1. LATJATA	La Trinidad	1,300 m	30分程度
2. LADATA	Kabayan	1,300 m	4時間程度
3. KAJEYFA	Kapangan	1,700 m	2-3時間程度
4. BJATA	Buguias	1,800 m	3-4時間程度
5. Young Farmers	Mankayan	1,500～2,000 m	3-4時間程度
6. KJATA	Kibungan	1,900～2,500 m	3-4時間程度
7. DJAETA	Bakun	2,000 m	3-4時間程度
8. Atok fresh	Atok	2,300 m	2時間程度



産地ごとの主な作物(トップ4)

産地名	1	2	3	4
La Trinidad	いちご	レタス (Green Ice)	レタス (Romaine)	レタス (Iceburg)
Kabayan	カリフラワー	トマト	ニンジン	ジャガイモ
Kapangan	ピーマン	お米	キュウリ	サヤエンドウ
Buguias	レタス (Iceburg)	キャベツ	レタス (Romaine)	ジャガイモ
Mankayan	ジャガイモ	キャベツ	レタス	ニンジン
Kibungan	キャベツ	ジャガイモ	ハヤトウリ	コーヒー
Bakun	キャベツ	ジャガイモ	白菜	ニンジン
Atok	キャベツ	ジャガイモ	ニンジン	花

ブギアスの帰国実習生グループ「BJATA」 Buguias-Japan Agriculture Trainee Association



8つのグループの現状・課題分析ワークショップ



課題分析における診断の結果（8グループのまとめ）

カテゴリー	内容	状況
1. 栽培カレンダー	輪作を含む年間栽培計画策定	◎
2. 栽培技術	苗畑から植替え、灌漑、施肥、害虫・病気管理など	○
3. ポストハーベスト	選果、パッキング、箱詰めなど	○
4. マーケティング	適切なチャンネルと輸送を用いて流通・販売する	×
5. ロジ	農家クレジット、資機材購入など	×
6. 共同作業	作物の共同出荷、資材の共同購入など	×

フィリピン・ベンゲット州における帰国実習生のグループ形成支援

目的

技能実習生の帰国後のグループ形成を支援しながら実習生の営農を取り巻く課題を明らかにするとともに、政府や研究機関による支援へのアクセスを向上させ、実習生間の連携や相互学びの機会を提供することで、帰国後の営農の向上を図ること。

実施方法

現在既に組織化されている8つの帰国実習生グループの営農について、収益の上がる農業に不可欠な①栽培計画、②栽培技術、③ポストハーベスト、④マーケティング、⑤ロジ（農業ローンや資機材の調達など）、⑥組織化の6つの視点から課題を明らかにして、本調査の投入でカバーできる範囲でのワークショップやコンサルテーションにより、特に脆弱なグループの強化支援を行っていく。

支援方法は、2か月に一回程度のワークショップにおいて技術的なインプットをしながら、現状の分析、そしてアクションプラン作成をファシリテーションする。次のワークショップまでのフォローアップは州農業事務所と市町村の農業事務所が通常の活動の一環として行う。

期待される効果

- 8つの帰国実習生グループの代表が自らの課題を振り返り、市場志向型農業のコンセプトを理解し、今後の改善に向けたアクションプランを作成する。
- 各グループがアクションプランに基づき、ベンゲット州において受けることができる農業振興の支援サービスを受けながら、活動を展開する。
- セミナー、そしてモニタリングワークショップにおける相互学び合いを通して帰国実習生間でのナレッジ共有と横のネットワークワーキングが強化されること。
- これらのプロセスを通して技能実習生の帰国後の帰農・就農に関わる課題や、解決に向けたヒントが抽出され、提言としてまとめられる。
- 組織（グループ）化するメリット、意義を認識する。

具体的活動

1. 市場志向型農業セミナー

- 時期：2019年12月6日
- 場所：ラ・トリニダ
- 新しい投入：市場志向型農業の基本コンセプト
- その他の内容：現状・課題分析、アクションプラン作成

2. 合同モニタリング(1)

- 時期：2020年2月中旬
- 場所：ラ・トリニダ
- 新しい投入：農家とバイヤーのマッチングフォーラム、参加型市場調査の方法
- その他内容：進捗の共有、課題と対策、アクションプラン作成

3. 合同モニタリング(2)

- 時期：2020年5月中旬
- 場所：ラ・トリニダ
- 新しい投入：（未定）
- その他内容：進捗の共有、課題と対策、アクションプラン作成

4. 合同モニタリング(3)

- 時期：2020年8月中旬
- 場所：ラ・トリニダ
- 新しい投入：（未定）
- その他内容：進捗の共有、課題と対策、アクションプラン作成

Pilot Project 2

ラオス・シェンクワン県に
おける産地形成支援

ファーマーズ協同組合（香川県）における技能実習



ファーマーズ協同組合のビジネスモデル



ファーマーズ協同組合のモデルは、相手国の農村における①産地形成、そしてそこからの②技能実習生の受入、③帰国後産地での就農、そしてその結果④生産するものがファーマーズ協同組合の農業に寄与する、という仕組みでWin-Winの関係を作り出している。

ファーマーズ協同組合のビジネスモデル



更に、⑤技能実習をきっかけに香川の受入農家が帰国実習生を訪問し交流が始まり、香川の農家の国際化と活性化につながっている。
ファーマーズ協同組合の農家の収益向上により、⑥都市に就職した子供たちがUターンして実家に戻り、帰農するところが増えてきている（世代交代の成功）。

ラオス・シェンクワン県における産地形成支援

目的

日本の監理団体によるラオスでの産地形成を支援することで、産地形成プロセスを明らかにするとともに日本の技術を活かせる就農機会の向上を図る

活動内容

1. 栽培を検討している作物を中心とした市場調査の実施
 - ・ ビエンチャン
 - ・ ハノイ
2. 計画策定ワークショップの開催
 - ・ 市場調査の結果の共有
 - ・ アクションプラン策定
3. 栽培管理ワークショップの開催（3回程度）
 - ・ 栽培現場の視察（概要説明を含む）
 - ・ 対象作物の試験栽培に関わるこれまでのプロセスと結果のレビュー
 - ・ 直面した課題とその対処についての報告
 - ・ 今後の予定・課題と対応などについての議論



Pilot Project 3

インドネシアにおける
派遣前後の指導強化支援

インドネシアにおける派遣前後の指導強化支援

（その1）派遣前課題認識ワークショップ

背景

インドネシア農業省は自ら送出機関となり、一定数の農家を技能実習生として日本に送り出している。その際、西ジャワ州のチアウイ農業研修センター（リーダーシップとマネジメント）で、3週間の派遣前研修を実施している。

技能実習生の多くは、農業高校などで理論的な学習はしているものの、現場での理論の実践経験が少ないため、高度な技術で生産する日本の農家に派遣されても、日々の活動が高い生産性にどう結びついているのかが十分には理解されていない。

目的

派遣前研修の中で、生産性の向上に結びつく諸要因を大まかに分析することを通じて、日本の農家に派遣された際、目の前で展開する高度な技術の持つ意味を理解できるように方向付けする。

活動内容

1. 研修カリキュラムと教材の作成
2. 派遣前課題認識ワークショップの実施
3. 研修の評価



インドネシアにおける派遣前後の指導強化支援

（その2）帰国実習生に対するビジネスプラン研修

背景

技能実習生は日本の農家で学んだことを生かして帰国後の営農を改善していくことが望まれる。日本の農家では、個別の作業を通じて生産技術については学ぶ機会が多いが、ビジネスとしての農家経営を指導してもらうケースはあまりない。また日本での学びが帰国後のどこに活かされているかの認識も十分とは言えない。

目的

帰国後1年以内の元技能実習生を対象に、チアウイ農業研修センターを会場として、自らの営農についてビジネスプランを策定する研修を実施する。

活動内容

1. 研修カリキュラムと教材の作成
2. 帰国実習生に対するビジネスプラン研修の実施
3. 研修の評価



Pilot Project 4

ラオス日本センターを活用し
た日本語研修強化支援

ラオス日本センターを活用した日本語研修強化支援

背景

送出機関や帰国実習生などからの聞き取り結果から、以下のような課題が抽出された。

- 日本語教員の教授法の質
- 農業分野の派遣前研修の教材不足

ラオスの日本人材センターのリソースを活用し、上記の課題に対するパイロット事業を実施するが、事業内容は、ニーズ調査の結果により決める。

1. 派遣前研修のTOT

ラオスにおける技能実習生に対する日本語教育向上の一環として、技能実習生送出しに関わっている日本語学校の教員に対するTOTを実施する。内容は、技能実習制度についての基礎知識、農業分野で必要な日本語、日本語指導に関わる教授法など。

2. 農業分野の派遣前研修教材

建設や介護などは、事前研修を実施しているが、農業の場合は、あまり実施されていない。帰国実習生からの聞き取りでは、農業基礎用語を事前に学んでおくと効果的という声が多く訊かれた。農業用語集や学習教材などをラオス語版で作成する。

3. 帰国実習生の就業支援

農業分野は民間企業への就職も限られるため、帰国実習生にジョブフェア、スタートアップ支援などの就業支援を実施する。

